

## 第20回経営委員会議事録

1. 日 時：平成31年3月7日（木）9:00～11:40
2. 場 所：年金積立金管理運用独立行政法人 会議室
3. 出席委員等：
  - ・平野委員長 ・新井委員長代理 ・岩村委員 ・加藤委員 ・古賀委員
  - ・小宮山委員 ・中村委員 ・根本委員 ・堀江委員
  - ・高橋理事長
4. 議 事
  - 1 開会
  - 2 議決事項
    - (1) 業務方法書の変更について
    - (2) 現行規程の点検プロジェクトの実行（8-1）
    - (3) 現行規程の点検プロジェクトの実行（9）
  - 3 審議事項
    - (1) 平成31年度計画（案）について
    - (2) 現行規程の点検プロジェクトの実行（8-2）
  - 4 報告事項
    - (1) 平成30年度経営委員への業務監査（ヒアリング）に係る結果報告
    - (2) 第3回GPIFファイナンスアワードの実施について
  - 5 その他事項
  - 6 閉会

○平野委員長 これより、第20回「経営委員会」を開会いたします。

最初に、審議事項であります。議決事項（1）「業務方法書の変更について」、執行部から説明をお願いします。

●佐藤企画課長 それでは、ファイル番号02、審議事項（2）「業務方法書の変更について」をごらんください。

こちらは以前、1月の経営委員会で一度御審議いただきました内容でございます。今回の規程点検プロジェクトの実施に伴いまして、業務方法書で形式的な用語の修正等を行う必要があります。

資料番号2の2ページ目をごらんください。現行と改正案がございますけれども、改正

案のほうをごらんいただければと思いますが、規程のところに「細則等を含む。以下同じ」という文言を追加するとか、あるいは組織規程の番号を落とすとか、こういった規程の内容でございます。前回、御審議いただいた内容から変更点はございません。

事務局からの説明は以上でございます。

○平野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御意見、御質問があればどうぞよろしくお願いたします。

ございませんようですので、GPIF法第5条の6第2項の規定に基づきまして、議決事項(1)「業務方法書の変更について」の議決をとりたいと思います。

最初に、議決の手続について御説明いたします。議決に当たっては、委員長を含め各委員は賛成、反対、棄権のいずれかの意思表示をしていただきます。賛成または反対のいずれにも挙手されなかった場合は棄権とします。棄権は出席委員数に含めた上、可否の否として扱います。また、意思表示をせず退席される場合は、出席委員数には算入しないことといたします。退席される方はいらっしゃらないということでもよろしゅうございますか。

それでは、原案について特段の修正意見はありませんでしたので、原案について議決をとりたいと思います。

本案の承認に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○平野委員長 ありがとうございます。

本案の承認に反対の方は挙手を願います。

(反対者挙手)

○平野委員長 ありがとうございます。

それでは、議決結果につきまして、経営委員会事務室から報告をお願いします。

●辻経営委員会事務室長 ただいまの議決事項(1)の議決結果について報告いたします。

10名の全委員が賛成でございます。

○平野委員長 ありがとうございます。

全員賛成ということでございますので、本案につきましては、原案のとおり当委員会として承認することに決まりました。ありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議決事項(2)「現行規程の点検プロジェクトの実行(8-1)」につきまして、執行部から説明をお願いします。

●佐藤企画課長 引き続きまして、審議事項(2)も一緒に入っておりますけれども、資料番号03、議決事項(2)の資料をお開きください。

1ページおめくりいただきまして、7分の2でございます。議決事項と審議事項が一緒に入っておりますけれども、先に議決事項のほうだけ御説明を申し上げます。

(1)「現行規程の点検プロジェクトの実行(8-1)【議決】」ということで3つ書いてあります。組織規程、内部統制の基本方針、規程等の制定に関する規程ということで、本日、議決をいただきたいと考えているものでございます。

※をつけておりますけれども、内部統制の基本方針の制定にあわせまして、これはシテニューワの提言からも一本化すべきというふうに言われております管理運用法人の業務の適正を確保するために云々、厚生労働省令で定める事項、それから、監査委員会の職務の執行のために必要なものとして厚生労働省令で定める事項を廃止するということを考えております。

引き続きまして、7分の3、1ページ先に進めていただきまして、本日、議決いただく規程の主なポイントを簡潔に御説明を申し上げます。基本的に、これまでに御審議いただいた内容を単に条文化した内容でございまして、条文については、説明は割愛いたしますが、資料でつけておりますので、必要があれば御説明を申し上げます。

組織規程、内部統制の基本方針、規程等の制定等に関する規程、それぞれ主なポイントをつけております。組織規程については、後ほど別途また御説明を申し上げますけれども、制定権者の変更と、これまでの議論を踏まえた改正ということでございまして、法人内にもどのような委員会を設置するのかをきちんと明記する。投資委員会については委員構成、成立要件、過半数の出席が必要である等々を明記する等の改正を行っております。内部統制の基本方針については、組織規程の内容に合わせて修正をするといった内容を考えております。規程等の制定等に関する規程については、規程の制定権者と規程の名前をきちんとひもづけるという改正を考えております。いずれも施行日は4月1日でございます。

7分の4をお開きください。組織規程にどういった委員会を盛り込んでいくかということで、前回の経営委員会でも御議論をいただきました。前回の議論を踏まえまして、下の箱の中に書いているような形で整理をしたいと考えております。

経営委員会としてその設置に関与しておくべき、要は、議決をしておくべき重要な委員会について、組織規程の中に盛り込むのだと。こういった観点から、制裁委員会と懲戒委員会を組織規程の中にきちんと書いておくという形で整理をしたいと思っております。この組織規程の中に制裁委員会、懲戒委員会を書きますので、これに合わせて内部統制の基本方針の中にも両委員会については位置づける。こういう形で整理をしておりますので、適宜条文を御参照いただければと思っております。

議決事項についての説明は以上でございます。

○平野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞよろしく願います。よろしゅうございますか。

それでは、議決事項（2）「現行規程の点検プロジェクトの実行（8-1）」に記載の規程につきまして、議決をとりたいと思います。

内容が関連しておりますので、組織規程、内部統制の基本方針及び規程等の制定等に関する規程の3本の規程につきまして、まとめて議決をとりたいと思いますが、異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、まとめて議決をとりたいと思います。

議決の手續につきましては、先ほどと同様のため割愛いたします。なお、意思表示をせず退席される方はいらっしゃらないということによろしゅうございますでしょうか。

それでは、議決に移りたいと思います。原案について特段の修正意見はございませんでしたので、原案について議決をとりたいと思います。

本案の承認に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○平野委員長 ありがとうございます。

本案の承認に反対の方は挙手を願います。

(反対者挙手)

○平野委員長 ありがとうございます。

それでは、議決結果につきまして、経営委員会事務室から報告をお願いいたします。

●辻経営委員会事務室長 ただいまの議決事項(2)の議決結果について報告いたします。

10名の全委員が賛成でございます。

○平野委員長 ありがとうございます。

全員賛成ということでございますので、本案につきましては、原案のとおり当委員会として承認することに決まりました。ありがとうございます。

それでは、次の議題に移ります。議決事項(3)「現行規程の点検プロジェクトの実行(9)」につきまして、経営委員会事務室から説明をお願いします。

●辻経営委員会事務室長 「現行規程の点検プロジェクトの実行(9)」でございます。

エグゼクティブサマリー等は今までどおり、現行規程の点検プロジェクトの一環として行っているものでございます。今回は、経営委員会規程と経営委員会議事録作成及び公表規定の制定の議決をお願いするものでございます。

18分の2をお願いいたします。主なポイントでございますけれども、まず、シティユーワの提案を踏まえた改正ということで、経営委員会への付議事項等を明記したこと、経営委員会への報告事項を明記したことと、別表に定められている役員が利益相反行為をしようとする場合の当該行為に関する事項と、役員の免責に関する事項を追加しております。

それと、これまでの議論を踏まえた改正ということで、経営委員会の報告事項として、組織規程に記載されました投資委員会について、重要な投資判断を投資委員会で審議しない、投資委員会の議決結果と異なる判断等を行った場合の報告をするということ。もう一つは同じ報告事項でございますけれども、内部通報及び外部通報において、理事長の裁量で是正措置、再発防止策を講じるような重要事案については報告をするということでございます。

第5条の議事ということで、電話会議等のその他の方法による出席を認め、議決への参加を可能とすることを明記しました。第7条に議事概要として、電話会議等による出席の経営委員会議事概要の取り扱いを明記いたしました。

別表6として、規程等の制定等に関する規程別表に関する事項を追加しております。

その他経営委員会の特に必要と認める事項として経営委員会が議決した事項については、事項を積み重ねて整理し、別表に記載することを検討するということとしております。

経営委員会議事録作成及び公表規程につきましては、制定者の明記とか名称変更等によるはね改正と、形式変更によるものでございます。

ちなみに18分の6を見ていただきたいのですけれども、最後でございますが、付則で2番を追加しております。経営委員会規則は廃止するというので、この規程ができたとともに、経営委員会規則は廃止となります。

それから、18分の9でございますけれども、同じく経営委員会議事録作成及び公表要領はこの規程の制定と同時に廃止することといたします。

御説明は以上でございます。

○平野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がありましたら、どうぞよろしく願います。

どうぞ。

○岩村委員 5条で「電話会議等その他の方法」ということになってはいますが、この「等」は具体的に何を指すのか。条文自体もこうなっているのですか。

●辻経営委員会事務室長 条文自体は18分の5を見て、テレビ会議みたいなものも、もし今後進んでいけばみたいな感じです。

○岩村委員 そうすると、「その他の方法」が何になるのかということがよくわからないので、「等」は要らないのかなと。「その他の方法」で全てが読めるので。

●辻経営委員会事務室長 では、そこは。

○平野委員長 確認させてください。何ページのどこを見ればよろしゅうございますか。18分の5。

●辻経営委員会事務室長 済みません。18分5では、「等」は特にはなくて、議事の第5条に「電話、テレビなどの双方で通信可能な通信手段による会議への出席を含む」という形です。

○岩村委員 わかりました。

これであれば大丈夫です。

○平野委員長 ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、議決事項（3）「現行規程の点検プロジェクトの実行（9）」に記載の規程につきまして、議決をとりたいと思います。

内容が関連しておりますので、経営委員会規程及び経営委員会議事録作成及び公表規程の2本の規程につきまして、まとめて議決をとりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、まとめて議決をとります。

議決の手續につきましては、これまでと同様のため割愛いたします。なお、意思表示を

せず退席される方はいらっしゃらないということによろしゅうございますね。

原案について特段の修正意見はございませんでしたので、原案について議決をとりたいと思います。

本案の承認に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○平野委員長 ありがとうございます。

本案の承認に反対の方は挙手を願います。

(反対者挙手)

○平野委員長 ありがとうございます。

それでは、議決結果につきまして、経営委員会事務室から報告をお願いします。

●松本経営委員会副事務室長 ただいまの議決事項(3)の議決結果について報告いたします。

10名の全委員が賛成でございます。

○平野委員長 全員賛成ということでございますので、本案につきましては、原案のとおり当委員会として承認することに決まりました。ありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。審議事項になります。

審議事項(1)「平成31年度計画(案)について」、別表の予算と分けて審議したいと思っておりますので、まず、本文について執行部から説明をお願いします。

●佐藤企画課長 それでは、資料番号07、審議事項(1)「平成31年度計画(案)について」をお開きください。

2ページ以降が中身になりますので、2ページ以降で御説明を申し上げますけれども、中期目標、中期計画を受けて各年度の計画をつくるということになっておりますので、平成30年度計画と平成31年度計画(案)という形で、右側に箱が2つございますが、主に30年度計画からの変更点を中心にポイントだけ御説明を申し上げます。変更点は黄色でハイライトをしておりますけれども、単に30を31に置きかえるとか、そういう機械的な修正のところは、説明は割愛させていただきます。

少しページが飛びまして、37分の7まで進んでください。37分の7でございますけれども、ここはベンチマークの関係でございます。ベンチマーク収益率の確保のところでございますけれども、下のほうのベンチマークについては、中期計画に基づく適切な市場指標を用いるということに加えて、来年度実施を予定しておりますベンチマークとなり得るインデックスに関する情報収集・分析を行うために、インデックス・エントリー制度の導入について検討していきたいと考えておりますので、その旨を年度計画に記載してございます。

○平野委員長 時間的に余裕があることもあって、まとめて議論すると、あちらに行ったりこちらに行ったりする可能性があるのですが、一つ一つやりましょう。

●佐藤企画課長 では、説明が1個終わった段階で御議論いただいて。

○平野委員長 大きな修正があるところのみでいいと思いますけれども、進めたらどうかと思います。

それでは、今、インデックス・エントリー制の導入についての検討が新たに加わっているわけでございますけれども、御意見、御質問はございますでしょうか。

どうぞ。

○加藤委員 インデックス・エントリーは今回新しくやることだと思うのですが、この想定というか、どういうことを期待して、これをどのように利用しようとしているのかということをお教えいただきたい。

○高橋理事長 1つはGPIF自身も、世界的にもパッシブ運用のほう为主体になってきておりまして、従来形式的につくられたインデックスを利用していましたが、初めてやったのは、ESGのインデックスをつくったときもそうなのですけれども、やってみてわかったのは、インデックスを提供する業界は結構従来どおりにサービスを提供していますということで、売るところにフォーカスをしていて、カスタマイズしていくとか、競争原理だとかがなかなか働いていないのですね。

こういうインデックスはどうですかと言ったときに、今までは割と商品ありきでやっていましたけれども、インデックスそのものについてマネジャー・エントリーと同じように、競争原理と業界の方の創意工夫を引き出すことによって、よりGPIFからすると、カスタマイズされ、かつ、コストも安いインデックスを競争原理によって導入するというところにちょっとチャレンジしたいということでありまして、私もやり始めてから初めてわかったのですが、ほかの大きな投資家、年金の投資家は、インハウスを持っていますので、自分たちでやっていて、インデックスに対する厳しい見方とか、そういうニーズがややないので、今までインデックス提供業者も割とそこは、ありていに言うと、リテールとあって、個人に売ってかなり利益を得ていた部分でありますので、割とそこは抵抗感もあるのですが、そうなりますと、GPIFがやるというのは、大きな投資家がこういうことをやるというのは多分、初めてのことになると思いますし、結果とすれば、狙いは非常にチャレンジングな、でも、いいことをやっていると思いますので、ことし、このシステムの導入について検討していきたいということで、掲げさせていただいているところであります。

○加藤委員 これは基本ポートフォリオに関してのインデックスだけではなくて、いわゆるマネジャーベンチマークのインデックスも含めてという理解でよろしいですか。個別の運用のベンチマーク、スマートベータみたいなものも対象になるということでもいいのですね。

○高橋理事長 はい。

○加藤委員 ことし、TOPIXが変わりそうな感じなので、ぜひ日本株のインデックスについては吟味していただきたい。

○高橋理事長 我々自身の内部のリソースの制約も当然ありますので、フォーカスから抜くわけではないのですけれども、できるだけ頑張っていって。

○新井委員長代理 今、加藤さんがおっしゃったことと関係するのですが、仮にTOPIXが上場規程の変更等で変わるということになると、単にベンチマークのインデックスだけの問題ではなくて、パッシブ運用のポートフォリオの組み換えもかなり大きな問題になると思うのですが、その辺まで31年度の計画の視野の中に入っているのでしょうか。

○高橋理事長 全く否定はしませんが、今年度にやろうと思っていることは、もっと低い、こういうインデックスといったときに、今までインデックスで業者を募集するというプロセスは全くなかったのですね。いろいろやるときに、規程上こうだということが詰まってしまっているので、まず、できればインデックスを募集するときのプラットフォームをつくりたいというところに重きを置いてやりたいとは思いますが、将来的に影響がかなり大きくなるというのはそのとおりだと思います。

○平野委員長 ほかにいかがでしょうか。

私から1つだけ、全く素人でよくわからないのですが、インデックス業者がGPIFの意向をそんたくして、結果として指数形成プロセスがゆがめられるとか、そういうリスクはないのでしょうか。

○高橋理事長 恐らくインデックスのエントリー制は、マネジャー・エントリーと全く一緒ですので、要件を平等に開示して、それにうちはこういうものはどうですか、どうですかということをプロポーズしていただいて、それを客観的に優劣を判断して、ここになりましたという、全く同じプロセスで、かえって選定プロセスを透明化するというところに意味を置いてやりたいと思っております。

○加藤委員 でも、GPIFの要件の与え方によっては誘導が可能になってしまう可能性もあるので、要件の与え方を注意しないといけない。

○高橋理事長 そこは多分、アセットクラスごと、例えばハイイールドをやりますというときに、こういう要件で運用したいというところを若干でも恣意的にしてしまうと、集まってくる業者が、また違う業者が来てしまうという意味と同じで、要件定義の設定のところで相当慎重にやらないとというのはおっしゃるとおりだと思います。

○平野委員長 ほかにございますか。ありがとうございます。

これは大事な試みだと思いますので、要所、要所でまた経営委員会に御報告いただければと思います。

では、次をお願いします。

●佐藤企画課長 引き続きまして、次のページ、37分の8でございます。

これは形式改正みたいなものですが、上にハイライトをつけておりますが、30年度計画にありました、運用リスクに関する基本方針を検討し、策定するというところは、運用リスクの管理規程を今年度につくりましたので、ここはつくったものを消すという形でございます。

○平野委員長 これはよろしゅうございますね。

それでは、次。

●佐藤企画課長 続きまして、37分の9でございます。

2カ所ハイライトをつけているところがございますけれども、運用多様化に伴うリスク管理の高度化や運用受託機関とのエンゲージメント強化等を目的として、投資判断用のデータベース及び関連ツール等の整備を進める。資産管理機関のところについても、資産管理の体制整備を進めるというところがございますが、これは経営委員会でも何度か御議論、執行部のほうから御報告を申し上げておりますけれども、IBOR、ABORの整備を進める、それから、DMO機能をきちんと整備していく。こういうことを念頭に置いた計画の書きぶりでございます。

○平野委員長 よろしゅうございますね。

それでは、次です。

●佐藤企画課長 続きまして、37分の10でございます。

ちょっと次のページまで行っているところもございますけれども、アクティブについてはというところで、④でございます。新たな実績連動報酬の導入により、運用受託機関とのアラインメントの強化を図るという30年度計画のところを、文言修正をしておりますけれども、これは実績連動報酬を今年度から導入をしておりますので、それを踏まえて文言の修正ということでございまして、中身を変えるというものではございません。

○平野委員長 それでは、次をお願いします。

●佐藤企画課長 続きまして、37分の11でございます。

⑤⑥⑦の部分でございますけれども、31年度計画の⑥をごらんください。「伝統的資産については」というところからハイライトをつけておりますけれども、30年度計画で申し上げましたのは、⑤⑥に書いているようなことを少し書き分けて。⑤⑥⑦と分けておるわけでございます。

まず、⑥の部分でございますが、伝統的資産については、マネジャー・エントリーを活用して、受託機関構成を適時に見直し、その結果を踏まえ、資産の移管を実施する。これは従来やっていることでございます。「また」以下を今回は追加しております。市場環境やキャッシュアウトの見通しを踏まえ、国内債券運用のあり方について検討を行うとともに、その代替手法に取り組むということでございまして、代替手法は経営委員会でも御報告を申し上げましたが、代替  
手法という形で書かせていただいております。

それから、「キャッシュアウトの見通しを踏まえ」という文言もありますが

今回、31年度、来年度には財政検証もありまして、その財政検証の結果を踏まえてキャッシュアウト対応ファンドのあり方についても基本ポートの中も含めてだと思いますが、検討していくことになりますので、こういった形で31年度については、国内債券運用のあり方について検討を行うとともに、その代替手法に取り組むという形で書かせていただいております。一方で、ここまで

踏み込んで書くことによる影響とかもあり得るとは思いますので、そのあたりも含めて御議論を頂戴できればと考えております。

⑦も説明してしまったほうがいいですか。1回とめましょうか。

○平野委員長 とめましょうか。

⑥については事前説明でもいろいろ議論が出たところでございます。今、佐藤さんも問題提起をされましたけれども、ちょっと議論をしたいと思います。どなたか御意見、御質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。

この間の事前説明では、特に代替手法に取り組むというのは、それはみんな頭の中にはあるのですけれども、これを年度計画に書き込む必要があるのか。書き込むことによって、その市場にある種の思惑を呼んでインパクトを与えるリスクはないかという点につきまして、何人かの委員の方から問題提起がされたやに記憶をしておりますが、その辺も含めまして御意見等がございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

では、私のほうから、代替手法を念頭に置くと書きますと

思いますね。GPIFの場合、投資のサイズが大きいので、これを大規模に行うということになりますと、それ自体として リスクがあるかと思ひます。こういうことが出ると、例えば 何を考えるかという、フロントランニングでちょっと先回りしようかなというふうに考える。そうすると、結果として、 我々が機会損失をこうむるといったことがあり得るので、ここまで書き込む必要があるのかなというのが私自身も疑問に思ふところでありますが、その辺に限らず委員の方から御意見があればお聞かせいただければと思ふのです。

○加藤委員

○高橋理事長 この文章そのものは、代替手法とは、特にリスク・リターンについて、日本の国内債運用に代替し得るものとして、区分がどうかは外して、運用者として日本の国債がこんなに低い金利であれば、それよりもまだ流動性だとかその他の点で劣らないものであれば、少しでも利回りの高いものをやりたいということで書いてあるのです。

○加藤委員 ということは、円債の区分という理解ではないということですね。

○高橋理事長 代替運用に取り組む。もう少し踏み込んで申し上げますと、昨年、国内債と短期資産の管理区分について一緒にして管理してもいいですよということをおっしゃっていただいたときの議論でも、委員の方々から、なるべくその見方は認めるけれども、短期アセットに10兆円とかを置くのも気持ちはわかるけれども、なるべくこれもきちんと

運用するように努力してくださいとおっしゃったと思っていますので、そういった意味では、リスク・リターンには配慮しますが、短期資産をなるべくそのまま置いておくのではなくて、安全なものとして運用するという手法の検討に取り組むというふうに理解しております。

○平野委員長 いかがですか。

○堀江委員

●水野理事 済みません。遅くなりました。

今、理事長が申し上げましたとおり、この文章そのものとしては、いわゆる基本ポートフォリオでの区分は、現時点で変更していないので、ほかにもっといい運用がないか検討するのしか書いていないわけですが、一方で、これを興味を持って読む人たちがどう捉えるかということは、皆さんで議論していただいたほうがいいと思っています。

一方で、これを書いた気持ちを申し上げますと、過去にGPIF側でいろいろ取り組もうとしたときに、年度計画にそもそも書いていないではないかと言われたことがあり、やはり書いておかないと進めにくいのではないかというこちら側の気持ちもあって、このように書いています。書かなくてもそれは当然やってもらうことだと委員の方がおっしゃっていただければ、安心して進められるかもしれませんが、マーケットの見方は、どういう反応をするかはわかりませんので、そこは想像の世界で皆さんで議論していただくしかないかなと思います。

○平野委員長 検討を行うということ自体を否定する御意見は多分ないのだと思うのですね。経営委員会では、それを了解しておるということです。そうすると、年度計画に文言としてどこまで書くのかということがイシューで、その辺をちょっと御議論していただければと。

どうぞ。

○中村委員 施策を全部書いて実行するというのは、普通考えられない。GPIFの場合は資産が多いので、市場への影響力が大きく、これを見てそのように動くと思えば、その先回りをするというのが普通の投資行動だから、ここまで書かなくてもいいのではないかと思います。そもそもGPIFが書いたことしかできないというのが変で、ガバナンスのやり方を変えたのに、この計画の中に書いてあること以外は、やれないということはないのだけれど

ども、やりにくいということがおかしい。

独法になって、民間に近いオペレーションにして、ガバナンスをかけるとしたのだから、ここまで書かなくてもいいと思います。普通の運用会社がここまで書いて、当年度の計画はこうですというのは聞いたことがありません。

●水野理事 あと、普通の運用会社がもしやったとしても、マーケットは動きません。GPIFの場合は、企業への影響とかもよく言われますが、

マーケットが反応してしまうという経験があります。

○中村委員

○高橋理事長

○加藤委員 現時点で、この文章がないことによって 運用がやりにくい  
ということは何かあるのですか。これがあるがゆえにやりやすくなるということは何かあります。現時点で可能なことは可能ですね。

●水野理事 今もやることは可能です。先ほど高橋が言いましたように、これは  
いろいろ検討するのではという心が入っている文章ではあるのですけれども。

○高橋理事長

その他について、  
多分、この秋ぐらいにシステムができればやりたいと思っていて、そのときにまた御議論をいただくということになりますと、先ほど水野が申し上げましたように、そこまでというのはちゃんと経営委員会で議論したのかという話について、きょう、私は、文章は  
どうでもいいのですけれども、方向とすると、そういうこともあるなということは、認識は  
はしていただいているというのがやりやすいかと思います。

○平野委員長 検討すること自体については大いにやっていただきたいということだと思います。最終的に文章に落とさないといけないわけで、御議論を踏まえて、3つぐらい案があるかなと。1番目は全部削除する。2番目は「検討を行う」でとめ、「代替手段に取り

組む」というのはやめる。3番目は「引き続き検討を行う」で、もう既にやっているわけだからね。そういうものがあるかなと思うのですけれども、ちょっとその辺で、委員方のニュアンスだけをお聞きして、あとはまた次回の議決で決めたいと思いますが、特になければ結構なのですけれども、どんな感じでしょうか。

○古賀委員 「検討を行う」でとめる、あるいは「引き続き検討を行う」のどちらかではないですか。そういうことのほうが今の状況、委員長の問題意識も含めていいのではないかと思いますけれどもね。ただ、おっしゃるように、執行部側がいろいろなことを検討するという事は、それはもうみんなが認識し合っているというようなことをオーソライズしたらいいと思います。

○岩村委員 「引き続き検討を行う」でよろしいのではないのでしょうか。そんな感じがします。

○平野委員長 では、「引き続き検討を行う」でいいのではないですか。

それでは、次に行きましょうか。

●佐藤企画課長 それでは、同じページの⑦、オルタナのところでございますが、これはモニタリング・フレームワーク。本年度については確立に向けた取り組みを進めるというところで書いてございますけれども、オルタナのモニタリング・フレームワークでございますが、執行部の中でもオルタナティブ投資室と運用リスク管理室の役割分担をしっかりとした上で、きちんとルール化をするという形にしてフレームワークをつくりましたので、こういうフレームワークに基づいて実施をしていくという形で、時点修正をしているとともに、最後に確立したモニタリング手法については、引き続き改善すべき点は改善をしていくということを書かせていただいているというものでございます。

○平野委員長 これはよろしいですね。

では、次。

●佐藤企画課長 続きまして、37分の12でございます。下にハイライトをしております。

30年度部分にあって31年度部分は消しているというもので、30年度が終わったからということでございますけれども、グローバル環境株式指数、これは指数を選定して取り組みを進めておりますので、消しているというもの。それから、外株の運用受託機関の審査で、これについても審査が終わっておりますので、31年度については消している。こういうものでございます。

○平野委員長 よろしゅうございますね。

次に行きましょう。

●佐藤企画課長 飛びまして、37分の14から15にかけてでございます。

日付を変えているだけと言えさうなのですけれども、運用実績の公表の日付でございます。ルールは変えておりません。ルールは変えておりませんが、37分の15でございますけれども、平成31年度の運用結果の公表日が一番上にありますが、平成30年度の運用実績、いわゆるディスクロージャーについては7月5日、31年度の四半期ごとの運用状況につい

てはそれぞれ8月2日、11月1日、2月7日という形で書いてございます。

続きまして、37分の16でございます。

これも時点修正みたいなものですが、ESGレポートの関係でございます。30年度についてはまだ発行しておりませんでしたので、「ESGレポート（仮称）」と書いておりましたけれども、これは今年度に発行いたしまして、ESG活動報告という形で出させていただきますので、その名前をきちんと書かせていただいているというところで、中身の話ではございません。

続きまして、37分の17でございます。

37分の17につきましては、基本ポートフォリオの関係でございます。ここは乖離許容幅のことを書いている部分でございますけれども、ハイライトをしておりませんが、ハイライトの上のお書きの部分、国内債券と短期資産の合算についてでございます。今年度については経営委員会でも御議論いただいて、国内債券については短期資産と合算して乖離許容幅の管理をしていくのだということでお認めいただいているという形でございますけれども、31年度、来年度についても引き続き同じような形でやってはどうかということで、年度計画の案という形で記載させていただいております。

それから、ハイライトの部分でございます。今、まさにPTのほうで基本ポートフォリオの議論を行っていただいておりますが、秋、冬ぐらいかもしれませんが、基本ポートフォリオの絵姿が出てきて策定して、どういう形に新しい基本ポートフォリオになるかはわかりませんので、万が一、構成割合が著しく変わったといった場合には、どうしても一時的な乖離許容幅を超えてしまうという可能性もあり得ると思いますので、これは前回の基本ポートフォリオの変更のときもそうだったのですけれども、次期基本ポートフォリオの策定に伴いまして、各資産の資産構成割合の乖離許容幅について、必要に応じてその適用のあり方を検討する。要は、弾力的に適用できるような形を考えておけばということで記載をさせていただいております。

○平野委員長 いかがでしょうか。

どうぞ。

●水野理事 済みません。ちょっと誤りに気がついてしまったのですが、よろしいですか。

37分の12から13のところに、株式運用における考慮事項というところがあって、実は、スチュワードシップについての注意書きで、これは私の記憶では、5年前にスチュワードシップと書いたら、それは何だと言われて注をつけたのがそのまま残っているのだと思うのです。13ページを見ていただくと、上のほうで、スチュワードシップ責任の対象を全資産に拡大したことから、投資原則に従い云々と書いてあるのですが、実は注が5年前のままになっていて、こちらだけ企業になったまま、当初の株式しか想定していなかった文章のままに残ってしまっているのです。整合性がとれていないのです。これは注のほうを、今さらスチュワードシップの注釈が要るかどうかという議論もあるかと思うのですけれども、もし残すとしたら、少し書きかえていただかないと、整合性がとれていない。

済みません。気づかなかったのです。

○平野委員長 どうぞ。

●厚生労働省石川資金運用課長 スチュワードシップ責任の定義については、中期計画や中期目標にも既に同様の記載があるということですので、中期目標と中期計画との関係をどうするかということも整理が必要ではないかと思えます。

●水野理事 中期計画を4年前に決めたときにスチュワードシップの定義がそのようになっていたので、中期計画からさらに進化している場合は中期計画のものと違うものを書いてもいいのではないですか。

●厚生労働省石川資金運用課長 年度計画はあくまでも中期計画を実施するための31年度の計画ということですので。

●水野理事 これが先ほどの一緒に、GPIFの難しさなのです。5年前に決めたこととから進化していても、5年前のものを直せないで、いまだに同じことを書いてくださいと言われてしまうのですけれども。

●厚生労働省石川資金運用課長 そうすると、中期計画を変更するかどうかという議論になるのではないかと思うのです。

○岩村委員 書かなければそもそもそういう問題は生じないのではないですか。取ればいい。

○平野委員長 では、注は取るということでいきましょう。

戻って、水野さん、注を取るということでいいのでしょうか。

●水野理事 私はいいです。

○平野委員長 どこですか。17ですね。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、18。

●佐藤企画課長 それでは、37分の18、ハイライトが3カ所ぐらいありますけれども、線で引いている(2)基本ポートフォリオの見直しの上の部分まで、先に説明をいたします。

「さらに」というところと「また」というところがございます。

「さらに」というところは、今年度は、来年度に財政検証がありますので、厚労大臣から示される基本指針、財政検証に基づいて、まずはモデルポートフォリオの案を策定する必要がありましたので、これは他の管理運用主体と共同して策定するということを書いております。また、モデルポートフォリオ案を参酌をした上で、私どもの次期基本ポートフォリオ案を策定する必要がありますので、そのことを記載させていただいております。

○平野委員長 これは言ってみればファクトですね。

●佐藤企画課長 ですから、こういうことをやりますということですよ。

それから、37分の18の下でございます。基本ポートフォリオの見直しというところで、30年度計画については、策定時に想定した運用環境に変化がないか検証を行うということを書いております。この30年度計画に基づきます基本ポートの検証は、恐らく4月の経営委員会で御議論いただくことになると思えますけれども、31年度については新しくポート

フォリオをまた検討してつくっていただくということになりますので、それについて検証するということは不要です。これも前回の基本ポートフォリオのときも同じような形で、不要であると考えておりました、検証を行っておりませんので、次に31年度の計画からは、検証という文言を外させていただいております。

○平野委員長 よろしゅうございますね。

次に行きましょう。

●佐藤企画課長 それから、37分の19ですね。

これも同じでございますけれども、モデルポートフォリオについて、必要に応じてその検証をした結果、必要があれば変更するというプロセスが30年度計画にあります、同じように来年度についてはモデルポートフォリオを一からつくっていくという形になりますので、ここについても必要に応じて変更するというプロセスはなくなりますので、その文言を消しているところでございます。

○平野委員長 どうぞ。

●佐藤企画課長 ちょっと飛ばしまして、変更がありますのは37分の22から23にかけてでございます。

37分の22から、運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化というところが続きまして、実際に変更が、ハイライトがありますのが37分の23でございます。ストレステスト等の充実の関係でございますけれども、31年度計画をごらんいただければと思います。30年度計画についてはストレステスト等を充実するというところで書かせていただいておりますけれども、31年度についてはさらにリスク管理を強化していくという観点から、多様な運用対象に対応する事前分析をまずは充実した上で、「また」以下で書いてありますとおり、一時点のスポットで見ただけではなく、長期の多期間、あるイベントが達成した場合に、多期間でどういう影響があるのか、長期の多期間シナリオ分析や信用リスク分析について調査・検討を行うという形で、さらに進化をした形でのリスク分析を行っていきたいと考えております。

また、ポートフォリオの全体のリスク管理の部分についてでございますけれども、ここは先ほど簡単に御説明を申し上げたところでございますが、経営委員会で既に御議論いただいておりますIBOR、ABOR等々の話が次期中計に向けた調達とか投資判断用データベース等の整備を進めるというところでございます。

それから、運用リスク管理規程は経営委員会で決議をいただきましたものでございますので、こういう形で書かせていただいているというところでございます。

○平野委員長 この点はいかがでございますでしょうか。

どうぞ。

○加藤委員 最初のほうの文章に「また、長期の多期間シナリオ分析」とありますけれども、今回、これをあえてつけ加えた特別な意図とかがもしおありであれば教えていただきたいのです。

●三石理事 リスク管理の関係なので、私のほうからお答えさせていただきますが、今も四半期に1度シナリオ分析の結果、例えば米中貿易摩擦の激化でありますとか、ブレグジットのシナリオについての分析結果を出させていただいておりますけれども、基本的に今のやり方ですと、Aladdinを使って短期の1期間シナリオ分析ということになります。すなわち大体この場合の短期というのは1年程度でありますけれども、1年間に、例えばブレグジットとか、米中貿易摩擦が激化したら株価あるいは債券等がどのように変動するかという短期の1期間のモデルであります。しかしながら、本来であれば、特に長期投資家の場合であれば、その1期間だけではなくて、1回株価が下がった後に、その次の期間にはまたリカバリーをするということも考えられます。したがって、長期のそういった多期間のシナリオ分析にも取り組んでみたい。

では、実際に他に例があるのかということ、実はなかなかなくて、Aladdinを使っているブラックロック社ともいろいろ協議をしております、チャレンジングな課題ではあるのですが、今、申し上げた現行の短期の1期間モデルから長期の多期間のシナリオ分析を検討してみたいという趣旨でございます。

○平野委員長 ほかにいかがですか。

先ほどの議論にも関係するのですが、ここに何を書くのか。書いていないことをやってはいけないのかという話なのですが、運用対象の多様化のところにはリスク管理の強化と、だけれども、期中にもいろいろアイデアが出てきたり、必要性が生まれたりすることはありますでしょう。そうすると、ここに必ずしも書いていなくても当然やるわけですね。そういう性格のものだとすると、ここで書いている話はどのような性格のものなのか。例示ということになるのですか。

●佐藤企画課長 例示ということではなく、私どもとして、今年度については少なくともこういったことに取り組む。こういうものでございます。もちろんおっしゃるとおり、書いていないことができないということではありませんけれども、年度計画に書くということは、少なくともここに書いてあることは、我々としては取り組んでくのだということを表示するための文章でございます。

○平野委員長 どうぞ。

●三石理事 包括的に申し上げますと、1つは先ほども御議論がありましたように、大きな方向性について経営委員会あるいは執行部との関係の中においても議論のありそうなものについて、一応方向性としてはこういうことを検討するというところでよろしいでしょうかということを年度計画に書かせていただいて、経営委員会でオーソライズしていただくことによって、方向性を確認しておくということがあります。

それから、この後に予算の説明がありますけれども、予算の中に、例えば新規の予算なども入っておりますので、特にシステム系などはそうだと思いますが、そういったものについては、計画の中にこういうシステムの整備を行います、その裏づけとなる予算はこういう形で計上していますという形で、予算との整合性をとる。そういう意味もあるかと思

います。

○平野委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

○岩村委員 ちょっといいですか。今のような議論の前提として、形式的な確認をしたいのですけれども、中期計画でもそうですし、年度計画もそうなのですが、これの作成者は誰になるのですか。これは文案だと理事長名になっているのですけれども、議決事項で読むと、経営委員会が作成することを議決すると書いているのですね。なので、執行部が作成者で、それを作成したものを承認するという手続なのか、あるいは経営委員会自体が作成しているとするのか、その辺はどう理解しておいたらよろしいのですか。それによって多少議論が違って来るかなという感じが私はしてまして、ある意味で、執行部の作成するものであれば、それなりに執行部の裁量の枠内でやっていくものをこちらがどうするかというスタンスになるのかなという感じがしてまして、全体の議論に影響するかなという感じが議論を聞いていたものですから、確認したいということです。

○平野委員長 法律上の文言としては、年度計画の作成。

○岩村委員 作成ということですね。そうすると、作成名義がいかにも経営委員会になっているようにも思うのですが、名義は、文案では理事長名になっていますね。

●佐藤企画課長 済みません。資料の最初、説明を飛ばしてしまったので大変恐縮なのですが、37分の1までお戻りください。バックグラウンドと真ん中にございます。年度計画は独立行政法人通則法に基づいてつくるわけでございますけれども、主語は中期目標管理法人。GPIFも中期目標管理法人でございますので、法人は計画を定め、これを主務大臣に届け出るとともに書いてございます。法人の代表が理事長。

○岩村委員 「代表が」というか、「法人が」なのですね。

●佐藤企画課長 そういう観点で今は理事長という形で整理をしている。GPIF法では、経営委員会は次に掲げる職務を行うということで、年度計画の作成・変更に関する議決となっておりますので、そういう意味では、経営委員会は議決をしていただいて、法人として届け出る。

○岩村委員 条文上読めば、作成・変更に関する議決ではなくて、作成を議決するのですね。なので、「関する」とは読みかえられないと思うのです。あと、管理法人と書いているから、法人としてどうするかということがあって、それについて経営委員会が権限を持っている部分もあれば、執行部が執行部の裁量権の枠内で決めるというものもある。しかし、いずれも管理法人の決定であるというふうに見られるわけなので、必ずしも通則法だけから名義人が決まるというわけでもなさそうなのですね。

そこはどう見るのですか。むしろ厚労省の方に聞いたほうがよろしいのかなと思うのだけれども、私は、前からちょっと気にはなっていて、ほかの規定の書きぶりもね。

●水野理事 基本ポートフォリオの作業がこちらになります。

○岩村委員 ただ、基本ポートフォリオは策定で読むのだと思うのです。でも、策定は、

経営委員会が策定するというふうに読んでいるように見えるのですが、多分、基本ポートフォリオは、5条の3で読むのでしょうか。

●佐藤企画課長 ここに列記されているところ、ここでは書いていませんけれども。

○岩村委員 方針の策定または変更のこれで読んでいるわけですね。基本ポートフォリオだと、経営委員会が決められているというか、その作成名義で行っているような感じがずっとしているのですけれどもね。それと横並びで見ると、中期計画とかそういうものも、作成と書いているので、名義人は経営委員会になるのではないかというふうに普通は読むのだと思うのです。

だから、そこが執行部だというのであれば、それはそれでまた1つの考え方ではあるかもしれませんが。執行部がおやりになっていることで、合理的な枠内であれば、それは承認するというスタンスがあるけれども、経営委員会がつくるのであれば経営委員会がどうするかと決めるだけの話なので、それは執行部の意見を踏まえてということなのですが、そのスタンスが少しずれているかなという感じです。

●水野理事 法律の文章は確かにおっしゃるとおりなのです。ただ、基本ポートフォリオは割と理論的な話なので、実際の実務の現場ではなくても、かなり作業ができる気はするのですけれども、この計画はかなり実務の現場でないと現実的には難しいという気はします。

○岩村委員 そうなのだけれども、執行部が決めた案をつくって、それを最終的に決めたのは誰かという問題なのです。そういう意味での作成者は別にあってもいいと思うのですけれどもね。

○中村委員 機関のあり方については、私の理解は、経営委員会がガバナンス、モニタリングを担い、執行部が執行をする。要するに、監督と執行を分離するというところから来ているので、経営委員会が執行に属することをやると、それを管理するところがなくなってしまふ。したがって、私の理解では、執行部がこういう策定をして、それについて承認をする、しないという議決をするのが経営委員会だと思います。

○岩村委員 今、ここで議論している雰囲気は承認的な発想だと思うのです。でも、条文からはちょっとずれている。基本ポートフォリオの場合は主体的にやっているようにも見えるので、基本ポートフォリオと計画とは何が違うのか。その辺がよくわからない。それは立法のときの話なので、私はどちらがいいとかを言っているつもりは全くないのです。いつも気になっていたところなのです。

○平野委員長 厚労省はいかがですか。コメントはありますか。

どうぞ。

●厚生労働省石川資金運用課長 厚生労働省の理解は、先ほども中村委員から言われたように、執行部から先ほどありましたように、年度計画については法人として策定することですので、その代表者である理事長の名前で年度計画が策定されている。そういう整理です。年度計画を策定するプロセスとして、経営委員会の議決事項として計画の作成・

変更が議決事項とされているということなので、経営委員会のそういう議決を経て、いわば経営委員会としても承認といいますか了解した上で、最終的に法人として年度計画を策定したという形にする。考えとしてはそういう考え方だと思っております。

○岩村委員 そうすると、条文的には年度計画あるいは中期計画の承認というふうに読むということですか。正確に書くのであれば、そういう書き方になるのだと思うのですけれどもね。承認を議決する。そういう書き方になるのが普通だと思います。

●厚生労働省石川資金運用課長 平たく言えば確かに経営委員会として年度計画を承認するということになりますけれども。

○岩村委員 そう条文に書いていないので、紛らわしくなっているということなのですね。基本ポートフォリオの場合はどうなるのですか。承認なのですか。

●厚生労働省石川資金運用課長 基本ポートフォリオも基本的にはそうです。

○岩村委員 議決事項の口でしょう。口ですね。

○平野委員長 ロです。

どうぞ。

●厚生労働省石川資金運用課長 基本ポートフォリオも法人として策定する中期計画の一部を成すということでもありますので、中期計画も最終的には法人として策定するということになりますし、基本ポートフォリオを含めた中期計画についても、経営委員会の議決事項とされておりますので、そういう意味では、年度計画と同じ手順といいますかプロセスをたどる。

●三石理事 法律的には、基本ポートフォリオも中期計画の一部ですので、そういう解釈なのですが、ただ、ちょうどこの経営委員会ができ上がったときに、中期計画の修正についても御議論いただいたかと思いますが、皆さんお手元にもあるかと思いますが中期計画の中には、経営委員会が基本ポートフォリオを策定するというふうにわざわざ明示したのですね。

●佐藤企画課長 タブレットの資料の37分の17ですね。ここにちょうど中期目標、中期計画と並んでいるからわかりやすいと思いますけれども、(3)の基本ポートフォリオの策定というところで、中期目標にも中期計画にも同じ文言が書いてございますが、経営委員会は、長期的な観点から策定する。ここを今、三石のほうから申し上げているのだと思います。

○岩村委員 中期目標に書いているからどうだという感じはするのだけれどもね。もともと法律から全てが来るわけなので。

○平野委員長 業務概況書がございますでしょう。あの策定は経営委員会になっていますね。けれども、現実には、策定のプロセスの大宗を執行部に委ねて、それを最終的に承認する格好になっているでしょう。だから、性格によって、役割分担と言ったらいいかどうかはあれなのですが、非常に承認的な色彩が強いものと、基本ポートフォリオみたいにかなり作成プロセスの中に入り込むものと分かれていくのではないかと思います。

○岩村委員 大きな方針みたいなね。

○平野委員長 その趣旨を踏まえて、中期計画では、基本ポートフォリオは経営委員会がというふうに定められているということになる。

どうぞ。

●水野理事 私も当時、法案などいろいろやっていたときの記憶では、基本ポートフォリオは最初から別格のものとして扱われていまして、この作業に執行部が加わることすら、問題ではないかという議論が当時はされていました。中期目標のところ、わざわざこれだけはっきりと、基本ポートフォリオは執行部ではなくて経営委員会がつくるものであるということが入ったはずなのです。作業から全部経営委員会でやるものに関しては、これでどっと抜き出すというのがそのときの考え方だと記憶しているのです。そうではないものに関しては、実質承認というプロセスが想定されていたと思います。

○岩村委員 作業問題という整理よりも、物事の性質によるのではないかという感じはしますけれどもね。逆に言うと、条文自体がちょっと紛らわしいなという感じを私は持っています。

○平野委員長 この議論は一応。

○中村委員 ずっとこの議論を1年半やっているが、やはりおかしいものはおかしいし、経営委員会とは一体何なのか。

○平野委員長 それは後ほど議論する場があります。

それでは、次です。議論ということで。

●佐藤企画課長 それでは、済みません。37分の23から24にかけてでございます。

37分の23の下から調査研究業務とありまして、ハイライトをつけておりますのが37分の24でございます。2カ所ございますけれども、まずは③でございます。ESGの関係です。これもたしか1月だったかと思いますが、経営委員会で御報告を申し上げましたESG、さまざまなリスク、ESGのリスクやパフォーマンスにいろいろと影響があるということですので、ESGリスクをきちんと分析を管理しなければいけないということで、ESGに関する情報の整備・拡充を図っていくということを31年度の計画に書かせていただいております。

関連しますので④も引き続きしますが、30年度計画については、世銀と共同で研究をやって報告書も出しましたので、30年度にこう書いておりましたけれども、それをさらに時点修正といいますか、進めた形で、持続的な投資の促進に向けて、調査研究を踏まえて債券投資におけるESGについて、投資に向けた実務的な検討を行う。こういう形で書かせていただいております。

○平野委員長 いかがでしょうか。

どうぞ。

○加藤委員 ESGの分析・管理のため、情報の整備・拡充とあるのですけれども、具体的にテーマとか、何か挙がっているということなのでしょう。

●佐藤企画課長 テーマといいますか、ESGレポート、報告書をこれからまた来年度といい

ますか、夏にかけてつくっていく形になるわけでございますけれども、どういう形でのさまざまなシナリオ分析ができるかとかいったことも含めて、まさに今、検討しているという段階でございますが、そういったことをやっていきたいという趣旨でございます。

○加藤委員 ESGの分析という観点で言うと、1つ気になっていることが前からあって、ダイベストメントの議論を前にやっていたと思うのですが、あの議論は結局あの後にどうなってしまったのか。もし進展があったら教えていただけますか。

●三石理事 一度勉強会で、私どもや年金局のほうから、ダイベストメントについての法的な制約について御説明をさせていただきました。

端的に申し上げますと2つのポイントがありまして、1つはGPIF法上の他事考慮の禁止という、専ら被保険者の利益のために長期的な収益を確保という観点から見て、ダイベストメントはどうかということと、それから、民間企業支配への懸念を回避しなければいけない。具体的に言えば、個別銘柄の選択を禁止している。いわゆる投資判断については、外部に全部委任するという規定との関係で、個別企業についてダイベストメントをするのはいかなるものかという2つのポイントがありまして、厚労省のそのときの説明では、その2つの観点から、ダイベストメントについては法律上GPIFとしては採用できないというような解釈だったかと思えます。

一方で、理事長の記者会見でありますとか、実際のNGO団体などからは、特に欧米などで行われておりますダイベストメント、特にクラスター爆弾の製造企業、これは日本がクラスター爆弾の禁止条約を批准している中で、日本国内ではそういった製造が禁止されている条約を批准しておきながら、外国のクラスター爆弾製造企業に対して投資をすることについていかなるものかというような御意見が出ているというのも事実でございます。

したがいまして、前回の勉強会のときには、その議論は全く時間の制約でできませんでしたので、もし必要であれば、今、ちょっと口頭で申し上げただけでございますので、改めて資料を御用意して、そもそもESGのコミットメントを経営委員会としてどう考えるかというそもそも論もあったかと思えますので、あわせてダイベストメントについても御議論いただくことも可能かと思っております。

○平野委員長 ほかにいかがですか。

どうぞ。

○根本委員 済みません。12のところで、ESGを織り込んだスチュワードシップ活動は全資産を対象としますとあって、ささいなことかもしれませんが、4番では債券としているのですが、例えばオルタナティブとか、それは入れなくてよろしいのか。債券だけにしてるのは、とりあえずことは債券ということなのでしょうか。

●水野理事 今の根本委員の御質問に関しましては、昨年以降、世界銀行と共同研究をやってきたということが左側にありまして、それを踏まえて得た知見等をベースに、今年債券投資におけるESGということで、④が昨年から連続性があるので、債券投資ということを書かせていただいたのですけれども、おっしゃるとおりで、全資産と言っている限りは当

然オルタナも対象になります

加藤委員の御質問の、まず、最初のデータのほうなのですけれども、これはレポートに使うという意味合いから、将来的にはそれをリスク分析に使っていくということも必要だと思っております、例えば気候変動などは、ダボス会議でも人類が直面する2019年最大のリスクのトップ5のうち3つは気候変動関連ですから、当然そういうものを投資のリスク判断に入れていくべきではないかというようなことも考えていかなければいけないと思っております、そのためにも、情報収集、データの分析・管理のための準備を行うということも考えています。

ダイベストメントは、私たちはwe have a policy of no divestmentと言っております、基本的には、特に気候変動やたばこのような、日本国内で合法的に行われている企業活動について、GPIFがノーと言えるのかということに関する問題と、もう一つはそもそも売ってしまったらその企業に対しては何のエンゲージメント等も行えないという問題があり、もう少しじっくり議論させていただいたほうがいいのではないかと思います。

ただ、クラスターに関しては、日本国内で所有、製造、移動全てが禁止されているものを、ベンチマークに入っているから買わざるを得ないということについては、NGOでなくても、多分、かなり一般的な考え方として疑問を感じている人が多いのではないかと思いますので、ぜひ議論させていただければと思っております。

○平野委員長 ありがとうございます。

今、後者の点のクラスター爆弾製造業者への対応なのですが、ちょうどこの経営委員会が始まる前に、連続して厚労省からいろいろな議論、レクを受けまして、その一環で、ダイベストメントの議論については先ほど三石理事がおっしゃったような理屈で、これはできないのだと。かつ、昔の厚労大臣の国会答弁で、これも明確にこれを否定しているというふうに伺った記憶があります。

ただ、今、水野理事がおっしゃったような点も確かにあるという感じがするので、経営委員会としてこれをどう考えるのか、GPIFとしてどう考えるのかは、きちんと整理をしておいたほうがいいと思います。もとより、ESGへのかかわり方については、経営委員会としてどうするのかという一つ大きなイシューがあります。あわせてダイベストメントについてきっちり議論する場を設けて、議論をさせていただきたいと思っておりますので、そこはどうぞよろしく願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、次です。

●佐藤企画課長 それでは、ちょっと飛びまして、37分の26から27にかけて、これも簡単な説明だけにとどめますが、業務の効率化、電子化の取り組みということでRPA化。ここも法人としては進めていきたいと考えておりますので、そのあたりの文言を追加させていただいております。

続けさせていただきます。37分の28、内部統制の関係です。

大きな1番の(2)、新しく31年度になって、ハイライトでつけておりますけれども、

「新たな業務リスク等管理について」というところでございますが、今年度、まさに今でございますが、業務リスク管理については試行的に取り組みを行っておりますけれども、その試行結果を大体5月にまとめる予定でございますので、その試行結果を踏まえて業務リスク等管理規程を制定した上で、しっかりとリスク分析、評価等々を行っていくということで、計画の中にきちんと盛り込んでいきたいと考えております。

○平野委員長　ここで一旦切りましょう。御意見、御質問がございましたら、どうぞ。  
どうぞ。

○堀江委員　業務リスク等の管理の基本方針が、6月ごろできると伺っています。

●佐藤企画課長　業務リスク管理につきましては、まさに5月、順調に行けば6月ぐらいかもしれません。まだそこは試行結果を踏まえた形での対応になると思いますので、必ずそうになりましたと申し上げるのもなかなか難しいですね。

○堀江委員　後段の業務リスク等の管理も方針が出て、先ほど出ました運用リスクの基本方針もありますので、それを束ねる形で経営委員会として全部合わせた、名声リスク等も含めた、トータルのリスク管理の基本方針を策定したほうがいいのかと思います。これは31年度計画に書けということではありませんが、両方の基本方針が出揃った段階で、そういうことを経営委員会として議論していったほうがいいのかと思います。

○平野委員長　御意見はございますか。

それでは、私のほうから、堀江委員の御提案でございますけれども、検討する価値があるかなと思っておりまして、どこかでタイミングを見て、経営委員会の場で議論をしたいと思っております。これは年度計画とは別の話として。

では、次をお願いします。

●佐藤企画課長　それでは、続けさせていただきます。37分の29でございます。

今の内部統制関係の続きとしては、30年度計画にある（5）、経営委員会の立場から現行規程の変更はまさに年度内に終わりそうな形でございますので、31年度の計画からは落とさせていただいている。これは時点修正でございます。

引き続きまして、37分の29の大きな2番目、監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化というところで、31年度はこういったことをやるということで、30年度とは違うものを書かせていただいております。これは事前に監査委員会のほうからいただいた内容を書かせていただいておりますけれども、（1）につきましては、内部規程の施行状況の実効性の検証をしっかりと行っていく。（2）については、監査委員が契約審査会や投資委員会に陪席することで、契約関係の公正性を確認するとともに、契約監視委員会、これは複数回を開催いたしまして、契約関係の公正性確保に関する検証あるいは改善策の検討を行うというもの。（3）でございますが、監査委員会が会計監査人候補者の選定を行うということと合わせまして、会計監査人及び監査室の連携を一層強化して、監査、監視の実効性を高めるという形でいただいておりますので、これを年度計画の中に盛り込ませていただいております。

○平野委員長 これでもよろしいわけですか。

どうぞ。

○岩村委員 前回の事前説明のときに、監査委員会が会計監査人候補者の選定を行うとともにというのは計画の話ではないのではないかとか、何かそんな議論がありましたね。そもそも毎年やる話で、年度計画という事柄ではないという議論がありまして、ここに恐らく書かれたのは、今年からこうなるので、今年については特に書いている。そういう理解で書き込んでいるということ。

●佐藤企画課長 もちろん監査委員会としてどういう取り組みを行うかという部分でございますので、最終的には監査委員会の立場で決めていただければというふうには思っておりますけれども、特に会計監査人候補者、今までは監査室のほうで行っていましたが、それが監査委員会のほうに役割が変わってくるから、ここに書き込んだほうがいいのではないかという趣旨で書かせていただきました。

○岩村委員 今年度は特にという、そういうレベルのものだという理解をしていただければよろしいかなと思います。

○平野委員長 ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

●佐藤企画課長 引き続きまして、37分の29の一番下の情報セキュリティ対策の規程の話は、今回の規程の点検の関係でございますので、説明は割愛いたします。

年度計画の主な修正点は以上でございます。

○平野委員長 ありがとうございます。

改めて御質問、御意見がございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。よろしゅうございますか。どうもありがとうございました。

それでは、後半に移りたいと思います。

予算について、執行部から説明をお願いします。

どうぞ。

●沼田総務部次長 続きまして、平成31年度計画の別表1、2、3の予算案について御説明させていただきます。資料のほうは08をお開きいただければと思います。

1ページめくっていただきまして、2ページ目が別表1の予算、その次の3ページ目が別表2の収支計画、4ページ目が別表3の資金計画となっております。先ほど説明した文章編と一体になって年度計画という形になっております。

別表1に基づきまして、別表2、別表3が作成されますので、ここでは別表1を中心に説明させていただきます。

2ページ目の別表1の収入及び支出の主なものは、厚生労働省の年金特別会計の国の予算で決められた額になっておりますけれども、31年度の予算案につきましては、まず、収入の部で、年金特別会計からGPIFに寄託金として入ってくるお金。こちらが国民年金勘定だけですけれども、55億となっております。運用の収入につきましては、約7兆1750億を見込んでいるところです。

一方で、支出の部は、当法人、GPIFから年金特別会計に国庫納付される金額。これが厚生年金勘定で7960億、国民年金勘定のほうで約1578億。寄託金償還ということで、これもうちの法人から特別会計のほうに支出するものになりますけれども、厚生年金勘定で1兆1185億。国民年金勘定のほうで約2800億というふうになっております。支出の部で黄色く、マーカーしてある一般管理費11億1200万あるいは業務経費1418億2500万というのが当法人の経費部分になります。経営委員会では、別表1の支出にございます当法人の経費部分である一般管理費及び業務経費について御審議いただければと考えております。

一旦この資料を閉じていただいて、09のほうをお開きいただければと思います。1ページ目の資料につきましては、当該経費部分の予算は独立行政法人の予算ルールにのっとって作成していることをお示しするものになります。具体的には、この表にありますように、27年から29年までは実績、30年度につきましては実績見込みということで、括弧書きで30年度の予算もお示ししてあるものです。それから、今回、御審議いただく31年度予算案の額。この5年間の合計額が①のところに示してあります。その合計額が、一番右側の②になりますけれども、第3期中期計画で定めた予算額の範囲内におさまっているという状況が御確認いただけるかと思っております。

次の2ページ目の資料につきましては、当法人の中期計画及び年度計画で定める業務運営の効率化に伴う経費節減について、新規に追加されるもの、あるいは拡充される部分を除いた31年度の経費節減対象部分が30年度と比べて1.34%以上の効率化が図られた予算となっていることをお示しするものになります。

3ページ目につきましては、今の1ページ目、2ページ目に関係する根拠条文を記載したのになっております。

4ページ目は経費部分の概要になります。一般管理費の11億1200万円について人件費部分と所費の部分、業務経費の1418億2500万円につきましては人件費、所費、一番大きな管理運用委託手数料。こういった部分を分けてお示したのになっておりまして、グレーの部分につきましては、節減対象外の経費というようなものになっております。

5ページ目がもう少し具体的なお話になります。11億1200万円の詳細な内訳になっております。それぞれの項目について、前年度、30年度の予算と対比した増減額あるいは備考に31年度経費の新規案件あるいは前年度に比べて増額したもののトピックスを記載させていただいております。こちらでは退職手当のほうで、退職者がふえるということで少し増額になっております。それから、所費のところ、下のほうに目を移していただいて、一般業務に係る経費ということで、リーガルオフィサー補佐業務のところ、4000万円ほど予算計上をしておりますので、その部分で少しふえているという部分になります。

次の6ページ目をごらんいただきたいと思います。こちらにつきましては、業務経費の部分になります。人件費のところではそれほど大きく数字はふえていないのですけれども、所費のところをごらんいただければと思います。

まず、所費の下、旅費の部分でございますけれども、前年度と比べまして、6500万円ほ

どふえている部分になります。主なものについて御説明いたしますと、1つは資産管理機関のあり方検討に係る海外調査ということで、30年度の1200万円から2000万円に増額になっております。それから、海外運用機関の現地調査の部分で、30年度は2600万円から4900万円。次期基本ポートフォリオ策定のための海外年金ヒアリングということで、こちらのほうは新たに2200万円ほど予算計上をしております。

1つ下の管理運用業務に係る経費という部分につきましては、6000万円ほど増額になっておりますけれども、これは主なもの、雑多なものがここには入っているのですが、一番大きなものとしては、Aladdin用の新規パソコンを買う。台数をふやしていくということになります。

それから、2つ下のほうに目を移していただきまして、システム関連経費になります。これはシステム更改経費を含むものですが、この部分でかなり大きな金額。35億3600万円ほど、30年度に比べて増額になっております。こちらはこれまで経営委員会でも御審議等をいただいております統合ネットワークの関係、いわゆるIBOR、ABOR。

●三石理事 済みません。これは個別で説明するとそれなりに時間がかかりますけれども、事前に一度御説明していますので、もっと絞ってしまってもよろしいですか。

○平野委員長 かいつままでいただいて結構です。

●沼田総務部次長 かしこまりました。

そういうことで、あと、IBORの関係がこここのところに入っております。

その下の情報端末・分析につきましては、ブルームバーグの台数増加とか、次期運用リスク管理ツール調達。これはいわゆる今で言うAladdinがありますけれども、その調達の際にかかるような経費になっております。

調査研究、コンサルティング、その他委託経費のところにつきましては、12億ほど30年度に比べて増額になっておりますけれども、先ほど年度計画の文章編でも出てまいりましたRPAによる事務の効率化とか、基本ポートフォリオ策定コンサルティング、インデックス/ESGデータ基盤の構築、大きなものでいきますと、オルタナティブ投資に係るコンサルティング経費ということで、こちらのほうがふえているという状況になります。

7ページから9ページにつきましては、主な新規案件について記載させていただいている部分になります。前年度の予算策定時に経営委員の方から御意見をいただきましたとおり、31年度の予算策定におきましては、新規大口等の案件については、予算策定の早い段階から個別に審議を進めるように意見をいただいたところですが、昨年11月以降、統合ネットワーク関連とか投資判断用データ、IBOR及び調査研究等につきましては、経営委員会において御審議等をいただいたものになります。

ここに記載させていただいております経営委員会で審議等をいただいたものについては、いつ行ったかを右側のところに書いてありますけれども、幾つか個別具体的には御説明が足りなかったような部分がありますので、その部分について簡単に説明させていただければと思います。

7 ページ目の下から 2 段目のインデックス/ESGデータ活用基盤の構築という部分になります。こちらは 2 行目の後ろのほうから、当プロジェクトでは、各社別々に提供される ESG データを一元化して、財務情報や株価データとひもづけて、横断的な活用基盤を構築します。そのデータ活用基盤をもとに、先ほども話に出ていました 31 年度計画で掲げるインデックス・エントリー制度により提案を受けたインデックスの情報の分析・評価を行うというものになります。

次のページに飛んでいただきまして、これも下から 2 行目、RPA による定型オペレーションの自動化ということで、RPA につきましては、一部 30 年度で開発して、その有効性が確認されたところです。当法人の運用の高度化が進み、全体の課題が増加している中で、いかにして人的資源を活用できるかという観点から、従来手作業で行っていた業務や俗人化していた作業について、コストメリットとかヒューマンエラー回避による品質の向上、効率化を図ることによる生産性向上のメリットということで、RPA 化を進めるものになります。これは複数の部署、計画しているのは 7 部署分の予算を計上している部分になります。

その下、IT デザインプロジェクトにかかるシステム整備等に係る PMO 支援については、特に市場運用部において、新たなデータ整備と運用業務高度化に伴いまして、データ周辺の IT ファシリティを整備する必要性が高まっている状況でございます。委託資産規模と人員を勘案すると、次期中期計画期間において情報端末等の充実を含めた IT デザインの構築が必須になります。そのための準備として、専門家の知見を活用することが有用と考えられることから、予算計上をするものになります。

最後の部分になります。こちらは債券格付け情報サービスの利用ということで、こちらにつきましては、債券格付け情報につきましては、ファンドマネジャーあるいはミドルスタッフが手作業で日々取得してきた部分がございますけれども、格付け会社が無料で開示するニュースリリースには、閲覧時間に制約がある。一定時間たつと消えてしまうという部分がありますので、あと、詳細な分析レポートについては契約しないと取得できないということで、こちらのレポートサービスを利用するというので、1000 万円ほど予算計上をさせていただいております。

当初、債券格付けのレポートだけではなく、データも必要だろうということで、もう少し金額を大きく積んでいたのですが、格付け情報データにつきましては別ルートで取得できるということがわかりましたので、予算計上はレポートサービスの部分だけ、1000 万円だけということで計上させていただいているところになります。

私からの説明は以上になります。

○平野委員長 ありがとうございます。

御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

どうぞ。

○小宮山委員 9 分の 6 の所費の中の下から 4 行目なのですが、調査研究コンサルティングその他委託経費の中の備考、次期中期計画方針策定の 6 億 6000 万なのですが、前

回の中計のときもこれぐらいの金額をかけてやっていたらっしゃるのですか。

●沼田総務部次長 前回、第2期ということですか。第2期のときはまだオルタナのところはそこまで予算を積んでいなかったものになります。第3期でオルタナの部分を積んでまいります。

●水野理事 ちょっとこれは紛らわしいのですけれども、中期計画一般の方針策定ではなく、これはオルタナです。

●沼田総務部次長 こちらはオルタナに限定した中期計画における投資方針策定のコンサルティング費用ということになります。

○堀江委員 この金額は、この前の契約審査会でもう少し下がったと記憶しています。

●沼田総務部次長 あれはこの一部を使ってブループリントの部分をやるということで、それ以外にも、例えば投資体制に関するコンサルティングとか、資産クラスごとの配分に関するコンサルティングとか、そういったもろもろのものがまだありそうだということなので、一応予算として計上させていただいているということになります。

●水野理事 事前にやれないので難しいですね。

●沼田総務部次長 なので、6億6000の部分で、この間のブループリントの部分全てではないという形になります。

○平野委員長 どうぞ。

○新井委員長代理 無理にお金を使う必要は当然ないと思うのですが、今の御説明を伺っていて、非常に印象深く思いましたのは、債券格付け情報のサービス利用について、経費削減のために、今まで随分無理をなさってこられたということです。信用リスク関連は予算が1000万円ということなのですが、それに比べてESGのほうの関係は1億3500万円ということで、重要性を勘案していったときに、信用リスクについては、もっと以前からしかるべきデータの購入等を行うべきではなかったかと思えます。物事の軽重と申しますか、重要性和予算の金額の関係について、今後執行部のほうで一層よく吟味していただきたいなというふうに思います。

○平野委員長 どうぞ。

●水野理事 大変ありがたい御意見だと思います。正直に言って、かなり無理にやっているとところいろいろなところでございまして、それを普通の金融機関などのレベルにアップグレードしようとする、なぜ今まで必要ではなかったのに要るのだということになって、ずっと計上できなかった。そういうものがこういうところにあらわれてきているので、そう言っていただくのは大変ありがたいのです。

もう一つは、例えばESGなどほかのサービスとの軽重について、先ほどのオルタナも高い金額になっていましたが、これはやはりサービスのコモディティ性もありまして、思いのほか安く入れられるものもあれば、サービスをまだコモディタイズしていないようなところは思いのほか高い金額を請求されるということもあり、伝統資産のコンサルサービスに比べて、オルタナがかなり高くなるというのはそういうところもあるのかなと思いま

す。ESGも多少そういう面があるかなと思っていて、やはりESGのデータがまだコモディタイズしていませんので、一般的な経済情報よりも高くなるという傾向はあるかなとは思いますが。

重要度に応じて金額が違うというよりも、マーケットのプライシングで差が出てしまうという面が大きいと理解していただければと思います。

○平野委員長 関連して、先々オルタナの採算性を評価する場合には、いわゆるこういうコンサル費用なども含めて、全部ネットで考えるということでもいいのですね。

●水野理事 そうすべきだと思います。

○平野委員長 ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○中村委員 30年度や29年度に決めたいろいろな施策がありました。こういう投資をするとか、運用委託経費を減らすためにマネジャーベンチマークや業績連動報酬をやって、例えば10億減らすというような提案がありました。いろいろ運用手法を変えることによって、リターンも上げながらコストを下げるという1年間の施策の評価がこの予算に何一つない。減らしたところは金額しか書いていなくて、ふえるところだけ一生懸命説明しているが、1年間やった成果が予算の策定の点で評価されて、それでPDCAが回ると思います。

この前の勉強会のときにもお願いしましたが、予算の策定の過程で前年度の支出があるので今年度はこれですというのではなくて、予算というのは今後1年間かけて何をやるかを審議する場なので、そのときに、普通は評価と反省、対策が出るはずですが、そういうものはないのですか。

●三石理事 御指摘はごもっともであるのですけれども、なかなか今の独法の仕組みの中で、最初の9分の1をごらんいただいてもおわかりのように、30年度についてもあくまでも実績見込みでございまして、現時点でもまだ確定的な数字は申し上げられないような状況でございます。先ほど管理運用手数料のお話も出ておりましたけれども、下のほうの注3に書かれておりますように、基本的に運用委託手数料はアセットの残高に応じてふえたり減ったりするわけですが、これも直近の1月実績の残高をベースに計算している手数料でありまして、実績連動報酬についてもどういう形になっているかは年度が明けて5月ぐらいにならないと、結果がまだ見えてこないという状況でございます。

したがって、そういうタイムラグがあるものですから、独法の評価を別途5月か6月ぐらいにこの経営委員会でも御説明し、最終的には議決をいただくことになると思います。そのときにはかなりの数字も含めて評価もできるかと思うのですが、現段階で正確な数字に基づいてこういう効果になっておりますという説明がなかなかタイムラグの関係でできないというのはちょっと悩ましいところでございます、そこをどのように工夫できるのか、また御相談させていただければと思っています。

○中村委員 これだけの生き馬の目を抜くようなスピードの速い環境下でやった施策の評価が1年たってもわからないというのはいかがなものか。普通の企業であれば、施策が違

っていたらすぐに直さなければいけないので、そのPDCAサイクルを短くするような工夫を今後入れられたほうがよろしいのではないかと思います。今度は新しく会計のシステムと運用のシステムとを分けてやられるということなので、そういう点からも、そういうものを生かして施策の評価を早めて、対策を変えるということをやられたらいいかなと思います。

以上です。

○平野委員長 どうぞ。

○根本委員 今回のことに多少関連するのですが、RPAの自動化、8ページでしょうか。いろいろ効果がたくさんあると思いますけれども、要は、当初は費用としてかかるけれども一方で削減効果が今後出てくる。そのあたりはどのように実現していくと見ていらっしゃるのでしょうか。

●三石理事 ちなみにRPA、これなどは非常に定量的に出しやすくて、この前、現場から実際の業務についてRPAをやったらどういう効果が出たかという話の中で、一つの例としては、今まで12時間かかっていたものが、ものの3分で作業が終わるといような効果も出ておりますので、こういったものについてであれば、素早く効果などをお示しすることはできるかと思います。今、とりあえず運用管理室の一部業務だけそれを行っておりますが、12時間が数分で終わるといような、かなりのそういった効果がありますので、これを法人全体においてさらにRPA化できる部分はほかにもあるかと思いますので、広げていけば、より明確な効果をお示しすることができるかと思います。

●水野理事 中村委員の質問のほうに戻らせてもらうのですが、管理運用委託手数料のところ、いわゆる予算で、別枠で、定額で5年間立てなければならないということそのものにかなり無理がございまして、特に成功報酬制になってくると、フィーは高いほうがGPIFにとってはいい状況ということになります。これは多分、少しでも安くしよう、安くしようという時代の予算の取り方の名残だと思うので、次の中期計画での予算のときには、そもそもこの考え方について、経営委員会のほうで一度議論いただきたいと思っております。

○中村委員 今の時代はコストカットだけではなくて、バリューの創出が大事。そのためにたくさんコストをかけてもいいというわけではないので、やはりコストをかけるには何を目標にして実現するのかというのがセットだと思います。その評価ができるような仕掛けにすべきで、コストは減ったが収入はもっと減りましたということは避けなければいけないので、そういう運営の仕方の評価をKPIなどに入れるべきだと思います。コストばかりではなく、バリューとコストをセットで評価するような仕掛けを考えられたら良いと思います。

○平野委員長 それに関連してコメントしたいのですが、9分の1の表に関してなのですが、前にも申し上げたように、印象論として、中期計画で比較的潤沢な予算計上がなされているように見えます。その分は、経営委員会を含めて、きちんと個別案件を含め

て、説明の責任を負っている。今の中村委員がおっしゃったとおりだと思います。したがって、去年も申し上げましたけれども、予算のプロセスについて、さらなる改善を加えていくということはどうしても必要だと。

それに関連して、例えばということで、別の視点で申しわけありません。9分の7ページ。インデックス/ESGデータ活用基盤の構築の1億3500万なのですが、これについても折々若干の説明を受けているのですけれども、右の説明文を見ますと、29年度にアクセンチュアに委託した調査研究においてこういう結論が出て、したがって、そのとおりやりますと。このように読めるのですが、何か1ステップ欠けていませんかという感じがあって、アクセンチュアのプロポーザルは、それはそれとして、それを吟味、点検するというプロセスが、多分、経営委員会においても必要なのではないかという感じがするのですね。

31年度については1億3500万の予算計上だけでも、これが将来にわたってどのぐらいのプロジェクトになるかは、これだけでは見えないわけですね。アクセンチュアの提案をベースにした全体像があって、そのうち今年度はこれをやりますと。それについては幾らだと。そういう御説明がないと、なかなか委員方もわかりにくいのではないかという感じもするので、これについて今、ここでどうこうというわけではないのですけれども、そういう工夫をぜひしていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○加藤委員 今の議論に若干関連するのですけれども、インデックス/ESGデータ活用もそうですし、先ほどの格付けのものもそうかもしれないのですが、これから受ける印象としては、個別銘柄ベースのデータを整備しようという意図があるように感じるのです。それは決して悪いと言っているわけではないのですが、個別銘柄ベースの分析基盤を強くして、業務自体をこのように変えていこうとか、そういう意図が背景にあるのであれば、ちょっと教えていただきたいということです。

●水野理事 GPIFの場合、運用は外部に委託しているので、ファンド・オブ・ファンズということになります。それぞれのファンドマネジャーのポートフォリオの管理と、ボトムラインで全てがグループ化されたデータだけを見ていたところから、GPIFとしてこういうマネジャー別に分けたインデックスを分散させたら、結果としてどういうポートフォリオを持つことになるか検討するには、最終的には一番下にあるポートフォリオの会社に対する情報から持ってこないとできないので、やはり将来の方向性としては今、加藤委員がおっしゃったように、できるだけポートフォリオの下の企業のところからリスクの情報などを吸い上げるというふうにもっていく必要があるのではないかと考えているのですが、現時点でそれができているわけでもありません。

ただ、レポートも、ESGレポートも昨年はかなり表層的だったものを、もう少し具体性があるところに今回は持っていくことを考えていますので、少しずつそこは進化させていきたいと思っています。ファンド・オブ・ファンズのマネジャーとして一番怖いのは、

合成の誤謬といいますか、一つ一つのマネジャーはそれぞれベストを尽くしているのだけれども、全部合わせて見たら、全然思っていないポートフォリオになっているみたいなことであり、一番避けなければいけないと思いますので、ルックスルーができるような情報はできる限り集めていきたいという、方向性としてはございます。

○加藤委員 私は、その方向性はとても賛成であると思います。スキルを上げるためには、やはり個別銘柄までおらないと、多分、スキルは上がっていかないので、それはやる必要があると思うのですが、そのための体制とか陣容とか、要するに、最終的に予算という話になると思いますので、その辺は難しいかもしれませんが、ここも含めて議論すべきテーマかなと思います。

○平野委員長 どうぞ。

○高橋理事長 ありがとうございます。

特に個別銘柄のデータを収集して何かしようということではなくて、先ほどもありましたインデックス・エントリーにしても、出てきたエントリーを検証するのにこちらにデータがないとなかなか検証できないという部分から、出していただいたものをどう検証するかということで、こちらにデータをということでもありますし、ESGのところもおっしゃっておりでありまして、ある程度のデータがないと、こちらで提案していただいたものにきちんとしているかどうかを検証できないという意図で行おうとしているものであります。

それから、先ほど平野委員長からも御指摘がありました、基本的に予算でこのくらいとるとということ、先ほど言いました、例えばESGなりのデータをとるとということ、それをマネジメントする組織をどうつくるかということについて、みんな一つのテーマの中の一緒の話だと思いますので、適宜適切に、その時期、時期に経営委員会に御報告なり御提案を申し上げて、御議論をいただければと思っております。よろしくをお願いします。

○平野委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしゅうございますか。どうもありがとうございます。

本審議事項の議論につきまして、議事概要のまとめ方につきましては、市場への影響を配慮するというまとめ方をしていただきたいと思いますが、そういうことでよろしゅうございますか。

それでは、議事概要のまとめに際し、今申し上げたように取り扱うこととします。どうもありがとうございました。

次の審議事項に移りたいと思います。2番目の審議事項「現行規程の点検プロジェクトの実行（8-2）」につきまして、執行部から説明をお願いします。

●佐藤企画課長 それでは、資料03、審議事項（2）「現行規程の点検プロジェクトの実行」をお開き下さい。

説明は手短にさせていただきますけれども、資料の7分の2でございます。先ほど説明を割愛いたしましたが、（2）の【審議】というところで○が2つございますけれども、

情報セキュリティ管理規程、運用リスク管理規程と書かせていただいております。

ポイントは矢印に書かせていただいておりますけれども、情報セキュリティ管理規程につきましては、一度経営委員会において御議論いただきまして、特段その方向でいいのではないかという形で御審議を賜ったものでございますが、今回、政府のほうで、情報セキュリティ対策のための統一基準群の改正が行われましたので、それを踏まえて形式改正を行うというものでございます。

運用リスク管理規程については、既に一度議決いただきましたけれども、先ほど年度計画のところで御説明申し上げた国内債券の短期資産の合算の関係で、形式的な修正が必要になるというものでございます。

資料は飛びまして7分の5でございます。情報セキュリティ管理規程というところで、上2つの黒い○については、既に12月の経営委員会で御議論いただいているものでございます。要は、情報セキュリティの関係のポリシーがいろいろとあるので、これを交通整理しようということ。それから、組織規程でいろいろと委員会を書いたりしていますので、それに合わせて形式的な修正をするというものでございます。

それにあわせて、今回追加しておりますのは赤い部分でございます。政府のほうで今回、改正がございましたので、それに合わせた形式修正ということで、端的に言うと、文言に「等」が入るといだけの話でありますので、中身の話ではないということでございますので、細かい説明は割愛させていただきます。

それから、7分の7でございます。運用リスク管理規程ということでございまして、これは既に一度議決いただいておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、乖離許容幅の管理につきまして、国内債券については引き続き来年度についても短期資産と合算して管理をするのだという方向で、年度計画のほうを仮に御決議いただくのあれば、運用リスク管理規程についても形式的に修正が必要になってくるところでございます。

下に箱がございましてけれども、5条第4項で、国内債券については、平成30年度計画を踏まえ云々と読みかえ、適用するとありますが、この平成30を平成31に変えるという改正が必要になってまいりますので、これらの年度計画の議決とあわせて最終的に議決を賜ればと思っております。

以上でございます。

○平野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞよろしく願いたいと思います。

よろしゅうございますか。どうもありがとうございます。

続きまして、報告事項に移りたいと思います。報告事項（1）「平成30年度経営委員への業務監査（ヒアリング）に係る結果報告」につきまして、堀江委員から報告をお願いします。

○堀江委員 資料10の報告事項1です。

監査委員会の業務の一つとして、経営委員会の運営状況に関する監査があります。その一環として、経営委員の皆様方にヒアリングをさせていただきました。そのヒアリングの中で、来年度以降、経営委員会の運営に生かしたほうがいいのではないかと非常に建設的な意見をいろいろいただきました。それらの意見を取りまとめてきょう報告させていただきます。

今回の報告は、GPIF法第5条の9に独法通則法第19条の第9の読みかえ規定があり、「監査委員会は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは経営委員会に意見を提出することができる」という規定に基づいて報告をさせていただきます。

資料は2つポイントがあります。1つは経営委員会の運営方法等に関する御提言、2番目は先ほどの議論にもありますように、経営委員会で議論すべきテーマ等についての御意見。この2つです。

まず、経営委員会の運営方法等についての御意見を5点ほどまとめております。1つ目は、重要事項の議論の時間を十分に確保するための運営上の工夫を試行したらどうかという意見。3時間という限られた時間の関係もあり、非常に議論すべき事項も多く、もっと意見を言いたいが時間配分等を考えて付度をした結果、ちょっと言いよどむことがあるとのことです。もう少し時間があれば良いというような意見が多数ございましたので、それを踏まえての提言です。

例えば当然経営委員の方には事前に資料を読み込んでいただいているという前提で、重要度に応じて説明時間の長短の調整を行う、また報告は資料だけでいいという種類のものもあるのではないかと。さらに委員会の内容は、私が経営委員の方に毎週報告もしており、報告事項を読んでもらえば報告の時間をうまく調整することで重要事項に十分な議論をする。そういった工夫をしたほうがいいのではないかとということが1点目です。

2点目は、経営委員会メンバーによる会合を経営委員会後に開催して意見交換を行う。そういったことをすればどうか。これは20～30分程度と書いておりますけれども、経営委員の中にも、多分、半数以上は社外の取締役をやっている方がおられ、その事業会社の経験等も踏まえると、こういったことが非常に有益だと。私の海外出張の報告でもありましたけれども、オンタリオ州教職員年金プランでもこういったことをやって非常に効果があるとのことでした。経営委員会メンバーの会合を20～30分程度、経営委員会後に反省会等も踏まえてやったらどうかというのが2番目です。

3番目は経営委員による議題の提案をすればどうかというものです。現在、経営委員会の数週間前に、平野委員長に対して執行部から議題の案を提示していただき、それをもとに経営委員会を行っているのですが、経営委員会設置後既に1年半たっており、経営委員からも議題の提案をして頂き、それを議題として審議すればどうかという提案です。ただし、経営委員は非常勤が中心で、その議題を経営委員会に掛ける場合には工夫が要ると考えられます。例えば、経営委員からアジェンダの提案はしていただき、経営委員会事務室と私に連絡をいただいて、委員長と執行部の事前会議で検討したらどうかと思います。

さらに議題をちゃんとしたものにするため、提案していただいた方にその議題のオーナーシップを持っていただきたいと思っています。オーナーシップを持っていただきますが非常勤ですので、その議題を掘り下げるといった時間はあまりないでしょうから、私と経営委員会事務室で活動の支援を行う。そういったサポートをすることで、経営委員の主体的な参加を促すことをしたいというのが3点目でございます。

4点目は執行部の出席を両理事と審議役と説明者のみとしたほうがいいのではないか。今も部室長の方がいっぱい来ていただいています。3時間にわたる会議を部室長の方が全部聞くというのは、業務効率的にどうなのか。経営委員会終了後、理事の方から、かいつまんで部室長に説明していただくといった工夫をすることで、幹部の方が長時間拘束される業務効率上の課題を解決できるというのが1点。普通の事業会社の取締役会ですと、執行部の方がそんなに多く参加しているようなことはない。事業会社並びとの乖離がかなりある。それを是正するための措置です。

5番目は、この前の海外出張のときの報告で、雑談のときにちょっと出ましたが、議事要旨に発言者の名前を書くことの可否を再度議論したらどうかという御意見があったということで、この5点でございます。

次に第2の議論すべきテーマ等です。1点目は先ほどから出ていますESGの推進について。ESG投資の推進について大きな反対意見はないと思いますが、それに対する経営委員会としてのコミットの仕方を議論すべきではないかというものです。

2点目は、これも先ほどの年度計画の中で少し議論が出ていましたが、中期目標策定プロセスの中でGPIFにどうかかわっていくのがいいのか、執行部のほうからもプロジェクトが出ていますが、長期的に見たGPIFの課題を議論したほうがいいのではないか、中期計画、年度計画の策定手順及び内容のあり方について、もう少し経営委員会として議論を深めたほうがいいのではないかといったことです。

3点目は、何人かの経営委員の方から既に経営委員会の場で意見が出ていますが、毎月タクティカルなアセットアロケーションの意思決定を執行部のほうでされておられますので、それにかかわる判断がどうだったのか。その判断に基づいて評価をどうしているのかについての執行部からの定期報告を求めたほうがいいのではないか。

以上の3点でございます。

これは意見ですので、あとは経営委員会で議論していただければと思います。

○平野委員長 中村委員は11時半までということで、もし何か御意見なりがあれば最初にお伺いしておいたほうがいいかなと。

○中村委員 すごくいい感じがします。全体の効率性が向上する提案であり運営の仕方の変革が出ているので、私は賛成です。

○平野委員長 ありがとうございます。

いかがでございましょうか。

○高橋理事長 ありがとうございます。

1点だけちょっとお願いがあるのですが、経営委員会に部室長が出席することにつきまして、今の率直な感じは、当法人の部室長はどうしてもタコつぼ的に仕事をしてきているので、幅広い観点から、ぜひ聞かせたいと私は思っております。1つは、議題等は投資委員会とか、中の投資委員会の経営企画会議でこれを経営委員会に出すときにどうしましようかという議論を当然部室長でやって、その結果としてここに提出させていただいているプロセスを踏んでおるのでありますが、その手順の過程では、当然スタッフにもいろいろ仕事を命じて、出てきているわけでありまして、

おっしゃるとおりでありまして、仕事に差し支えるとかいうときには、当然その仕事を優先して、無理に経営委員会に出るといった必要はないと思うのですが、余裕があるのであれば、当法人全体にかかわることをせっかく議論させていただいているので、聞いておいていただいたほうが、風通しがよくなるかなという感じもあります。多分、ここに書いていただいた趣旨は、仕事を一生懸命、3時間出たので、その後仕事がすごく忙しくなったりするということは、それは本末転倒だよという御趣旨だとは思っております、それはそのとおりでと思うのですけれども、やはり生で聞いていただくのと、理事のほうからこうだったよというふうに伝えていただくのと迫力も違ってくるので、ここは工夫をさせていただけるとありがたいかなと思います。

済みません。

○平野委員長 ほかにいかがですか。

どうぞ。

○古賀委員 1番目のものですね。この経営委員会の議論の効率性とか深掘りということでは十分こういうことだと思っておりますけれども、議事録的にはいいのですか。提案というか、説明とか報告とかの議事録的な問題をどうするかということは検討の余地があるのではないのでしょうか。何も提案、説明なしで議論だけが載っていると第三者が見て、これは何の議論なのか。そういうことがあるのではないかと思います。

2点目は、今、理事長からあったことは、これは執行部のほうに任せたらいいと私は思うのです。理事長のほうがそういうニーズ、執行部のほうにそういうニーズであればそうすべきだし、ここにある事業会社の取締役会の一般的な運営方法と、おのずと根本的な問題になりますけれども、この経営委員会とは位置づけが違うのですから、私は執行部側に任せ方がいいのではないかと思います。

3つ目は、ここにはずばり書いていませんが、中村さんの先ほどの提起も含めて、経営委員会の位置づけが我々経営委員個人によっても少し違う。執行部との関係もつながっているかという、そうならないみたいだし、どう考えてもこの経営委員会は特殊な組織ですね。政府、厚労省、大臣、そしてGPIFという独法があり、そこにこの経営委員会という組織があるので、何かの課題に突き当たると、私はいつももやもやしてしまう。どこまで整理できるか私にも自信はありませんが、少しくリアになるように厚労省も含めて議論すべきではないかと思います。ひょっとしたら、今すぐにはなくても、一定の期

間がくれば、こういう組織が本当に要るのか要らないのかということまで議論しなければならないような位置づけではないかという気がします。

最後の部分は、議論すべきテーマの2にもかかわってきますが、蛇足で付け加えておきたいと思います。

○平野委員長 ありがとうございます。

○中村委員 独法の評価制度委員会の評価委員がヒアリングに来ますから、今のことは多分、そのときに話をすればよろしいかと思います。

○堀江委員 ヒアリング対象は。

○中村委員 今度は少ないのです。30年度で見直しをかけなければいけないというのが5つか6つぐらいしかない。評価委員は7人か8人ぐらいいるから、十分に時間があるかもしれません。いろいろとみんな悶々としているという話はしてありますので、ぜひ今出たような話をすればよろしいかと思います。独法というのは常に大臣から指示が出てくるから、独法をつくったのに、決められたことをやりなさいという文化が非常に定着してしまっていて、せっかくそれを変えようとしたのだけれども、最後は全て法律の中で動かざるを得ないので、みんな悶々としている、それを解決してほしいという話をしました。

そういう観点をもってお越しになると思います。また業務方法書など、いろいろ書いてあることをああだこうだ重箱の隅をつつくような評価をするのではなくて、もっと実態を改善するような方向でやってくださいと言っておきました。

○平野委員長 これは経営委員がそれぞれにヒアリングを受けるのですか。それとも、経営委員会としてまとめて意見を言うのですか。

○中村委員 基本的には非常勤だから、議論はみんなですしていますが、委員長と監査委員でいいと思いますと言っておきました。ほかでは独法にこういう組織がないのですが、あるのだから、きちんとヒアリング対象をふやすように言っておきました。

○平野委員長 今の中村委員と古賀委員のお話も踏まえて、1回どのように議論するのかということにらんでまた議論をさせていただいて、それをまとめる格好でヒアリングを受けるとするのは1つありますね。ほかにいかがですか。

どうぞ。

○新井委員長代理 最後の点なのですけれども、タクティカルな資産配分の意思決定についてです。GPIFの運用パフォーマンスへの影響を考えると、アルファ的な要素の恐らく何十倍、少なくとも10倍以上はアセットアロケーション的な側面が影響していると思います。先ほどの予算や、中期計画、年度計画などの議論にもありましたけれども、認められている乖離許容幅の範囲の中で、さまざまなアセットアロケーションの判断をするメカニズムをより改善することが重要かと思います。

こういった事柄は、日常的な投資委員会の議論とは別枠で、研究開発プロジェクトで検討すべきかと思います。いかにしたらタクティカルな資産配分をより高いパフォーマンスに結びつけることができるかということで、組織的な対応も含めて、GPIFとしてそうした

大きなプロジェクトなりなんなりを立ち上げて、検討をなさっていただくのがよいと思います。単に報告だけではなくて、そうしたことに組み込まれたほうがよろしいのではないかと常々思っておりまして、もちろん先ほど水野さんがおっしゃったように、個別の運用機関の運用についてきちんと管理、評価をし、選定の中に生かしていくということも重要ですが、繰り返しになりますが、パフォーマンス全体からすると、資産配分の変更がより大きなインパクトを与えるわけですから、そのプロセスをいかに改善していくか。組織体制をどのように組み直していくかとか、そのようなことについて内部でしかるべきプロジェクトをおつくりになって取り組まれるのがよろしいのではないかと思います。

○平野委員長 どうぞ。

○根本委員 私は、この報告のサジェスション自体はいいと思うのです。あと、執行部の方の出席は、古賀委員のおっしゃったように、理事長の御判断でよろしいのかなと思うのですが、議論すべきテーマで、先ほど堀江委員もおっしゃったような、広い意味でのリスク管理、あるいはトップリスクとか、他の会社では、やはり社外取締役も含めてどういうものがトップリスクなのか、先ほどおっしゃったレピュテーションリスクとか、必要な人材が集まらないとか、文化、カルチャーとかいろいろあると思うのですが、そういうものをアンケートなどで洗い出したりして、そして議論するというのもあるので、それも1つあってもよろしいのかなと思いました。

○平野委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、いろいろいただいた御意見も参考にしながら、この課題について、とりあえずどのように対応するのかということをおのほうでまとめまして、次回の経営委員会はいつでしたか。

●辻経営委員会事務室長 3月29日です。

○平野委員長 次回の経営委員会に、皆さんにお示しして、それでよろしければその線で動きたいと思いますので、よろしゅうございますか。

そういうことで、どうもありがとうございました。

それでは、次の報告事項に移りたいと思います。報告事項(2)「第3回GPIFファイナンスアワードの実施について」、執行部から報告をお願いします。

●陣場調査数理室長 資料番号の11番をごらんください。「第3回GPIFファイナンスアワードの実施について」という報告でございます。

エグゼクティブサマリーの最初のポツに記載しておりますとおり、昨年第2回目を実施しましたが、第3回目をことし実施したいということでございます。

2分の2ページをごらんいただければと思います。既に御案内のとおりであるとは思いますが、GPIFファイナンスアワードということで、年金運用の分野ですぐれた功績を上げつつある若手の研究者を表彰し、その意義を広く周知し、優秀な研究者の活動を振興しようとする。そして、ひいては私どもの年金積立金の安全かつ効率的な運用を実現する一助としようという目的でスタートしたものでございます。

第1回は沖本先生、第2回は野澤先生が受賞されたというところでございます。

ことしのスケジュールでございますが、既に先月よりアワードの受賞候補者の推薦の受け付けをホームページで実施しているところでございます。4月に選考委員会を実施し、7月には表彰式・講演会を行う段取りとしてございます。

選考委員でございますが、昨年同様にロバート・マートン先生を初めとする3名の外国の著名な先生、日本からは植田先生を初めとする4人の先生に選考委員をお願いしているところでございます。

私からの説明は以上です。

○平野委員長 ありがとうございます。

御意見、御質問がございましたら、どうぞよろしくお願ひします。

どうぞ。

○加藤委員 ことしはもう選考が始まっているのだと思うのですが、母集団はどのぐらいの感じになっているのでしょうか。

●陣場調査数理室長 そうですね。ことしはまだホームページは開いていないのですが、なかなか新規の応募はない状況でございまして、昨年同様の母集団の中から選び出す。人数的には、挙がっている人間としては30~40名ぐらいというところで考えてございます。

○加藤委員 これはこれでいいと思うのですが、サジェスチョンとかジャストアイデアですが、もし継続されるのであれば、しかも毎年ですね。そうすると、優秀な研究者はだんだん枯渇していくとか、結局また去年と同じ人がいるというような話になってしまう気がします。毎年やるのであれば、例えば直近1年間で出された論文の中でGPIF、資産運用にとって最もすぐれたものを選ぶという観点もあるかなと。若干趣旨は変わってしまうかもしれませんが、そのほうが継続性としては高いですし、若干年齢の高い人が書いた論文でも一応採用されるということもあります。若手を育成するということを強調するのであれば、それだとちょっと違うかもしれませんが、お考えになってはいかがかと。

○平野委員長 どうぞ。

●水野理事 加藤委員がおっしゃるとおり、大変苦勞しております。

ただ、当初の目的からすると、苦勞するのはある意味想定範囲内といえますか、もともとない日本の若手の運用の研究者を育てようというところからスタートしているので、まず、1回枯渇する。そこから徐々にふえていくということを期待しているわけですから、枯渇期間があるというのは想定範囲内なのです。ただ、枯渇の状況が当初思っていたよりも厳しいというところがございますので、ことしまでは今までやったやり方でやっても、来年は見直したらどうかという議論は、実は内部でしています。

日本にこだわる必要もないのではないかという意見もありますが、もともとスタートの段階では、日本の年金運用研究や金融のリテラシーを全体的に高めるということで、若手の研究者をターゲットにして、しかもグローバルにクリエイティブになるように、海

外の審査員を入れたり、その方向でやっていきましたので、今回まではこれでやらせてもらって、次回は見直しながら作戦を再度考えたいと思います。

○平野委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○高橋理事長 もともと始めてみたら案外候補者数が少なかったというところが1回目からありまして、いずれ水野から申し上げましたとおり、加藤委員からおっしゃっていただいたようなことも含めて、基本的には、ことしはこういうことで実施いたしますが、来年度以降は見直しをするというのをメインに考えたいと思っております。

○平野委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。どうもありがとうございます。

前回の経営委員会におきまして、根本委員から、5月の10連休対応について御質問がございました。これにつきまして、執行部から回答をお願いします。

●西原運用リスク管理室長 前回、根本委員から、本年のゴールデンウィークは10連休ということもあり、こういったリスクを想定し、行動をとるのですかという御質問だったかと思っています。

執行部内でも議論させていただきましたけれども、基本的には年末年始の対応を基本ベースとして考えています。

具体的には恐らく大きく2つに分かれまして、1つは運用上の考え方、それから、事務対応といいますか、法人内でのオペレーショナル対応と考えています。

運用上のほうにつきましては、当該連休中に海外市場がもし大きく変動したというような場合には、当然ではございますけれども、速やかに対応を協議できる体制を準備していく必要があるということで、これは今も実施していますが、役員、関係部室長等はiPadを所持していますので、そういったものを活用して連絡が随時とれる体制にしております。

先ほど来お話がございましたけれども、海外市場が大きく変動して仮に資産構成割合、乖離許容幅に抵触する可能性がかなり高くなってきている場合には、私も含めた運用リスク管理室の職員が5月1日に臨時出勤して、規定に沿いその結果につきまして、役員、関係部室長等に連絡して、協議ができる体制を敷きます。

そういう意味では、5月につきましては、7日が最初の営業日になりますので、5月7日に打ち合わせができる体制を準備しておきたいと思っております。ただ、現状もそうだと思いますが、乖離許容幅に抵触する可能性がさほど高くないという場合につきましては、ゴールデンウィーク明けの5月7日に、乖離許容幅の確認をしたいと考えています。

もう一点、オペレーショナル上のところにつきましても、これまで年末年始等でも実施しているのですけれども、大型連休で、特にメールも随分たまって安易に開いてしまい、ハッカーの攻撃を受ける可能性があるということで、情報管理部から適宜注意喚起を全職

員にする対応をとる予定です。

私からの説明は以上になります。

○平野委員長 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

○根本委員 お休みがとれなくなりそうですが、大丈夫ですか。

○平野委員長 ありがとうございます。

本日の議題は以上となります。

事務連絡等があれば、事務室からお願いいたします。

●辻経営委員会事務室長 今後の経営委員会等につきましては、iPadに記載のとおりでございます。次回は3月29日金曜日、14時から委員会の開催を予定しております。

机上の関係法令ファイルにつきましては、終了後、置いたままでお願いいたします。

○平野委員長 これにて第20回「経営委員会」を終了いたします。お疲れさまでございました。